自動車取得税・自動車税申告書（報告書）

神奈川県自動車税管理事務所長殿

次のとおり申告（報告）します。　平成　年　月　日

今回の登録等の年月日を記入してください。

申告区分：1．新規登録（新車）　2．新規登録（中古車）　3．移転登録　4．転入　5．転出　6．抹消登録　7．変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者）　8．その他（　）

取得原因：1．売買　2．相続　3．贈与　4．所有権留保解除　5．その他（　）

課税区分：1．課税　2．非課税　3．課税免除　4．減免（障害者・その他）　5．免税点以下　6．商品車　7．その他（　）　自動車税　自動車所得税

登録番号（車両番号）

運輸支局等　車種区分（右詰で記入）　かな　番号（右詰で記入）

旧登録番号（旧車両番号）

運輸支局等　車種区分　かな　番号

登録（取得・変更・廃車等）年月日：年号　3.昭和　4.平成　年　月　日

初度登録年月（初度検査年月）：年号　3.昭和　4.平成　年　月

用途：01．乗用車　02．トラック（貨物）　03．トラック（貨客兼用車）　04．トラック（けん引車）　05．トラック（被けん引車）　06．バス（一般乗合用）　07．バス（その他（　））　08．三輪小型　09．特種用途自動車（　）　10．その他（　）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1.普通 2.小型 3.三輪 4.軽	1.営業用 2.自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	l / kw		1.ガソリン 2.軽油 3.その他（　）

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

車検有効期限：平成　年　月　日

商品車である場合の古物商許可番号

取得前の用途：1．営業用　2．自家用　3．その他（　）　年

所有形態：1．自己所有　2．所有権留保　3．商品車　4．リース車　5．譲渡担保　6．その他（　）

納税（申告・報告）義務者

住所又は所在地：〒　（都道府県、市町村名、番地までを記入）

（ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入）

（フリガナ）氏名又は名称　印

生年月日：年号　1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成　年　月　日

電話番号（左詰で記入）

所有者

住所又は所在地

（フリガナ）氏名又は名称

使用者

住所又は所在地

（フリガナ）氏名又は名称

旧所有者

住所又は所在地

氏名又は名称

旧使用者

住所又は所在地

氏名又は名称

自動車取得税

現実の取得価額　円

取得価額：車両本体　000円

付加物　000円

付加物の内訳：（品名）　（価額）　円

課税標準額　000円

税額　.　/100　00円

新規登録（新車）　エコカー減税　記載要領12を参照

上記以外：中古車特例 受・否（記載要領13を参照）　燃費　km/l　変速装置 AT・MT　構造 A・B・B1・B2　バリアフリー、ASV特例 受・否（記載要領15を参照）

自動車税

年税額　00円

税額　月／12　00円

グリーン化特例：1．電気・天然ガス・PHV・CD乗用車　2．★★★★かつ32年度燃費基準＋30%達成　3．★★★★かつ32年度燃費基準＋10%達成　4．（29年度）電気・天然ガス・PHV・CD乗用車　5．（29年度）★★★★かつ32年度燃費基準＋30%達成　6．（29年度）★★★★かつ32年度燃費基準＋10%達成　7．ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超　8．ディーゼル車新車新規登録後11年超

税額の合計　00円

以関わる報告者に申告該義務者

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号　（　）

文字は楷書で、くずさず正確に枠内に記入してください。

数字は、次の「標準字体」を参考に記入してください。

標準字体　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

この申告書は機械で読取しますので、折ったり汚したりしないでください。

車台番号下3桁

自動車税の還付を受けようとする金融機関（納税義務者本人の口座に限る。）

銀行　信用金庫　信用組合　支店

1 普通預金　2 当座預金　3 納税準備預金

口座番号（右詰め）

口座名義（カナ）

住所コード

地番

非課税等コード　自動車税　自動車取得税

該当するものには「1」を記入：所有者課税　リースから留保への切替　同一人　ロータリー車　医療用　証紙M（自動車税　自動車取得税）

燃料コード　特種用途　第　号該当　税率コード

所有者が納税義務者です。ただし、割賦販売等により売主が所有権を留保している場合には、買主（使用者）が所有者とみなされ、納税義務者となります。

神奈川県

（30・4）